



Title	信託法改正における詐欺信託の問題点
Author(s)	林, 邦彦
Citation	阪大法学. 2005, 55(3,4), p. 441-461
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55321
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

信託法改正における詐欺信託の問題点

林 邦彦

- 一 はじめに——信託法改正の経緯
- 二 現行信託法第十二条の問題点
- 三 改正要綱試案における詐欺信託
- 四 要綱試案に対する検討
- 五 破産法上の否認との関係

一 はじめに——信託法改正の経緯

1 信託法は大正十一年に制定されたものであり、今般八〇年ふりに改正されることとなる。

信託法は、民法の特別法として位置づけられるものであるものの、旧信託業法上は、その担い手は金融機関の信託業務の兼営などに関する法律（以下、「兼営法」という。）による認可を受けた信託銀行に限定されており、受託可能財産も金銭、有価証券、土地等に限定されていた。そのため、信託として一般に耳にするものといえば、投資信託、貸付信託その他の金融商品や、遺言執行代行業務としての遺言信託等信託銀行の扱うものに限られていたし、^①

一般の弁護士ないし法律実務家にとつては具体的に信託を取り扱うことは必ずしも多くは無かったといつてよい。そのため、信託法は、信託法制定以来の信託の担い手であつた信託銀行により、商事信託の分野においては相当の実務の蓄積がなされ、発展してきた。

この点、特に、近年、資産の流動化が広く使用されるに伴い、受益権を受益者に取得させることの出来る信託が、資産の流動化スキームのビークルとして多用されており、現行信託法の問題点を克服し、信託をより使いやすいのすることの要請が高まっている。

こうした流れにおいて、まず、信託に関する法改正の第一段として、平成一五年には、信託業法が改正され⁽²⁾、業として信託を行うものを信託銀行に限らず広く信託会社が信託を担うことが許容されるとともに、受託可能財産の範囲の制限も撤廃され、知的財産等が信託財産となりうることとなった。

2 このとおり、わが国の信託が商事信託の分野で実務的にも使用され、発展してきたことは、信託法の母法である英米法化において信託 (Trust) が広く一般に認知され使用されていることは大きく異なる。

これは、信託法制定当初において、信託の濫用が多発したことから、これを防止するために、上記のとおり、戦後兼営法により信託の担い手を信託銀行に限つたという経緯によるものであるが、本来、信託法は、本来的に民法の特別法として位置づけられるものであり、民事信託がその根幹にある。特に、民事信託の場面では、近年、高齢者の資産管理のための信託、遺言代用信託 (狭義の遺言信託)、いわゆる後継遺贈型の受益者連続の信託など、今後の新たな実務領域の広がりの可能性を秘めるものも多く、改正法に期待がある。

したがって、一般の信託法の改正は、商事信託におけるこれまでの実務の蓄積を立法に取り込み、かつそれを発展させるための意味もあるが、信託の基本法として民事信託を広く使いやすく、かつ濫用防止にも配慮した、充実

した制度に構築する意味がある。

3 このように、民法の特別法であり信託の基本法としての民事信託という観点からすると、一般の信託法の改正においては、信託特有の技術的な規定の整備もさることながら、民法の特則として、民法の規定と関わる論点も多い。

その代表的なものとしては、信託法改正要綱試案の中でも、詐欺信託（要綱試案第3）、利益吐き出し責任（要綱試案第20）、後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託（要綱試案第62）等があげられるが、本稿では、そのうち、詐欺信託について、信託法の改正要綱試案を元に、その問題点を指摘することとしたい。

現行信託法では、第十二条が詐欺信託について規定しているが、実務上は受益者の保護の観点からの不備が指摘されている。そこで、現行信託法上の詐欺信託の規定の問題点について述べ、次に、改正要綱試案における詐欺信託を概括し、その後に、その問題点を指摘する。

なお、信託法改正の具体的な作業としては、要綱試案に対するパブリックコメントの受付が平成一七年八月末日で締め切られた後、本稿執筆時点においては、法制審ではパブリックコメントを整理し、要綱案に向けた作業がなされているところであるが、詐欺信託が実体規定として民法の規定とも深く関わり、制定後にも多くの論点を残すことが考えられるので、現時点での問題点を整理することは有益である。

二 現行信託法第十二条の問題点について

〔現行信託法第十二条第一項〕

「債務者カ其ノ債権者ヲ害スルコトヲ知りテ信託ヲ為シタル場合ニ於テハ債権者ハ受託者カ善意ナルトキト雖民法第四二四
条第一項ニ規定スル取消権ヲ行フコトヲ得」

同条第二項

「前項ノ規定ニ依リテ為シタル取消ハ受益者カ既ニ受ケタル利益ニ影響ヲ及ボサス但シ受益者ノ債権カ弁済期ニ到ラサルト
キ又ハ受益者カ其ノ利益ヲ受ケタル当時債権者ヲ害スヘキ事実ヲ知りタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシト
キハ此ノ限ニ在ラス」

現行信託法第十二条第一項は、債務者たる委託者がした信託財産を受託者に信託により移転する信託設定行為が
詐害行為に該当する場合には、委託者に対する債権者は、受託者が悪意の場合のみならず、善意の場合でも受託者
に対して民法第四二四条第一項による詐害行為取消を認めるものである。これは、受託者は、信託譲渡を受けた信
託財産を受託者のために保有するものであり、信託財産に対して固有の利益を有しないことから、受託者が善意の
場合であっても信託行為に対する詐害行為取消を認めるのである。

そして、現行法第十二条第二項は、受益者保護を規定するものの、受益者が現実に利益を受けるまでは、受益者
が善意であっても信託行為の委託者の債権者による詐害行為取消が認められ、現実に利益を受けた受益者について
も、善意無重過失のみが保護される。結局、受益者の善意無重過失の判断時期は受益者が現に利益を受けた時点と
なり、現実に利益を受けた受益者でも、たとえ、受益者が受益権取得時に善意であったとしても、現実の利益を受
けた時点で悪意又は重過失であれば、委託者の債権者による詐害行為取消が認められる。

したがって、善意無重過失の受益者がいる場合には詐害行為取消が否定されるといっても、善意無重過失の判断
時期が、受益者が現に利益を受けた時点であるために、債務者たる委託者による信託行為の詐害行為取消の成立範

囲が非常に広がった。

かかる現行法第十二条は、信託が濫用された場合にこれを否定する方向に働く側面はあるものの、債務者たる委託者による信託行為による詐害行為取消の成立範囲が広いことは、資産の流動化の場面においては、流動化のスキームの安定性を害し、流動化を阻害する要因として、同条の改正が強く要請されていたのである。

三 改正要綱試案における詐害信託

〔信託法改正要綱試案〕

第3 詐害信託について

1 詐害行為の取消しの特則

(1) 受託者の下にある信託財産の取戻し

委託者がその債権者を害することを知って信託を設定した場合には、債権者は、受託者において、その債権者を害することを知って信託を設定したことを知らなかったときであっても、民法第四二四条第一項の取消権を行使することができるものとする。ただし、受益者の全部又は一部が、受益者として指定されたことを知った当時において、委託者がその債権者を害することを知って信託を設定したことを重大な過失によることなく知らなかったときは、この限りでないものとする。

(2) 受益者に給付された信託財産の取り戻し

(1) の場合において、更に受益者が信託財産の給付を受けたときは、債権者は、民法第四二四条第一項の取消権を行使することができるものとする。ただし、受益者が、受益者として指定されたことを知った当時において、委託者がその債権者を害することを知って信託を設定したことを重大な過失によることなく知らなかったときは、この限りでないものとする。

2 悪意の受益者に対する受益権の譲渡請求

委託者がその債権者を害することを知って信託を設定した場合には、債権者は、受益者に対して、受益権を委託者に譲渡するよう請求することができるものとする。ただし、受益者が、受益者として指定されたことを知った当時において、委託者がその債権者を害することを知って信託を設定したことを重大な過失によることなく知らなかったときは、この限りでないものとする。

(注) 受益者として指定された者がいまだ受益権を取得していない場合並びにいわゆる目的信託(第69参照)及び公益信託(第70参照)の場合にあつては、債権者は、委託者に詐害意思のある限りにおいて常に取消しが可能であるとするものとする。

〈現行法の関連条文〉 第12条

まず、要綱試案1(1)は、債務者たる委託者が債権者を害することを知って信託行為した場合には、受益者の善意・悪意を問わずに、委託者の債権者は信託行為に対し民法第四二四条第一項の詐害行為取消権を行使できるとしており、現行信託法第十二条第一項の趣旨をそのまま踏襲している。

しかしながら、信託行為の詐害行為取消に対する受益者保護として、要綱試案1(1)ただし書は、受益者が複数いる場合に、受益者の一人でも、受益者として指定されたことを知った当時において、委託者が債権者を害することを知って信託を設定したことについて善意無重過失であった場合には、債権者は詐害行為取消できないとしている。かかるただし書は、善意無重過失の受益者を保護して、詐害行為に対して信託行為の安定性を図ろうとする、実務からの要請に応えようとするものである。

そして、受益者の善意無重過失の判断時期について「受益者と指定されたことを知った当時」としている。現行

信託法第十二条では、「現に利益を受けた当時」等と判断時期が遅かったとの批判があることから、判断時期を「受益者として指定されたことを知った当時」に早めている。

次に要綱試案1(2)は、受益者が受益権に基づいて受託者から現に信託財産の給付を受けている場合については、委託者の債権者は受益者に対して現に給付を受けている財産について、民法第四二四条第一項による詐害行為取消権を行使することが出来るとする。これは民法第四二四条に照らしても当然の帰結であり、これを明確にするためのものである。ただし書は要綱試案1(1)と同様の善意無重過失の受益者に対して詐害行為取消が出来ない旨を規定している。

要綱試案2は、悪意(又は重過失)の受益者に対する受益権の譲渡請求であり、現行規定には無い新しい制度である。債務者たる委託者が債権者を害することを知って信託を設定した場合には、債権者は悪意又は重過失の受益者に対して、受益権自体を委託者に譲渡するよう請求できるというものである。

四 要綱試案に対する検討

1 詐害信託の特殊性

要綱試案1(1)は、現行法第十二条第一項を踏襲していることから、同条項によって委託者の信託設定行為の詐害行為取消が認められる場合は、民法第四二四条第一項を準用して詐害行為取消しすることになるので、信託の性質に反しない限り、民法第四二四条第一項の議論がそのまま妥当することを前提としている。この点については、本稿では多くは触れないものの、法的性質論(判例の相対的取消説・有力な責任説)の議論その他の債権者取消権に関する法理も、詐害信託の場面においても信託の性質に反しない限り妥当しうることを意味している。

しかしながら、当然のことながら、信託には、民法上の通常取引行為と異なる側面があるから、その信託特有の性質に対する考慮が必要である。

即ち、信託は、委託者がその財産権を受託者に対して移転その他の処分をし、受託者が、その信託行為に定められた目的に従って、受益者のためにその財産権（信託財産）を管理処分することであり、信託によって、受益者が受益権を取得する。このとおり、委託者による信託設定行為によって、受益者が登場することから、受益者の受益権に対する保護を考慮する必要があるのである。

こうした点からすると、債務者たる委託者がその債権者を害することを知って信託を設定したことについて、善意無重過失の受益者は保護すべきではある。しかしながら、信託財産の具体的な処分行為や、現実の給付行為があった場合には、要綱試案1（2）のごとく、民法第四一四条第一項によることすれば足りるとしても、受益権という権利に対する配慮としてはそれでは足りない。即ち、受益者の受益権は、あくまで抽象的な権利に過ぎず、受益者は具体的に財産を保持しているのではないから、悪意又は重過失の受益者の受益権に対して詐害行為取消の場面で何らかの対応をとるとしても、それは債務者たる委託者の責任財産を直接増加させるものではない。責任財産の回復・保全という詐害行為取消の目的からすると、単に受益権しか有しない受益者を被告にすることは直接的には有益ではない。

しかしながら、受益権が存在すると将来に渡って信託財産の減少をもたらすことから、詐害信託の場面においては、将来の信託財産の減少に対する対応を用意しておく必要があり、通常の詐害行為取消とは異なる複雑な配慮が要求されることとなる。その意味では、悪意又は重過失の受益者から、詐害行為取消によって、現に給付を受けた財産権を取り戻すほか、受益権を消滅させるか、あるいは受益権を受益者の手から奪うかを検討すべきこととなる。

が、それが果たして、民法第四二四条の実体的・手続的な法的性質や法律効果と整合するのかが問題となる。

2 要綱試案に対する検討——総論

(1) 信託の特殊性からすると、まず、要綱試案1(1)については、債務者たる委託者による信託設定行為が詐害行為に該当する場合には、受託者は信託財産に対して固有の利益を有しないから、受託者の善意・悪意にかかわらず民法第四二四条一項によって信託設定行為に対する詐害行為取消を認めて、受託者の下にある財産の取り戻しを認めるべきであって、この点につき要綱試案1(1)が現行法第十二条一項を維持する点は妥当である。

そして、受益者保護について、現行法と同様、善意無重過失の受益者を保護しようとする点も妥当であって、受益者が善意無重過失の場合には、委託者による信託設定行為についての詐害行為取消も認められないとすべきである。

これに対して、受益者が悪意又は重過失である場合には、受益者保護は不要であるから、①委託者による信託設定行為について詐害行為取消も認められるべきあり、②受益者が現実に財産権の給付を受けた場合にはこの取り戻しを認めるべきであり、かつ③受益者に対する現実の給付が未了の部分については、受益権自体を受益者から奪うべきこととなり、この点の要綱試案の枠組みも評価できる。

(2) 要綱試案における各適用場面を、時間の流れに沿って整理すると次のようになる。

- ① まず、要綱試案(注)に記載されているとおり、受益者として指定された者がいまだ受益権を取得していない段階であり、いわゆる目的信託(要綱試案第69)及び公益信託(要綱試案第70)の場合も同様の利益状況にある。
- ② 次は、その後、受益者が、受益者に指定されたことの通知を受けて、受益権を取得した場合で、その後、未だ現実の給付を受けていない段階である。

③ 第三段階は、受益者が、受益権を取得し、且つ現実の給付を受けている場合である。この場合には、受益者のもとにある財産権に対する責任財産の取り戻しによる保全を検討する必要がある。

④ そして、右②及び③の場合を通じて考えられる新たな救済手段として、悪意又は重過失の受益者に対する譲渡請求の制度がある。

3 ① 受益者として指定された者がいまだ受益権を取得していない段階について

前記①の段階にあつては、保護すべき受益者が存在しないのであるから、これを考慮する必要は無く、委託者の債権者は、単純に受託者に対する信託設定行為に対し、受託者の善意・悪意を問わず、債務者たる委託者に詐害意思のある限りにおいて常に民法第四二四条第一項によって詐害行為取消が可能となるべきである。

4 ② 受益者が受益権を取得した後、未だ現実の給付を受けていない段階

前記②の受益者が存在するが、受益権の取得のみで、受益者に対する現実の給付がなされていない段階では、債務者たる委託者が債権者を害することを知って信託設定行為した場合には、受益者の善意・悪意を問わずに、委託者の債権者は信託設定行為に対し民法第四二四条第一項の詐害行為取消権を行使できることとし、これに対して善意無重過失の受益者を保護するとの枠組みは妥当であるが、(1) 善意無重過失の受益者の保護のあり方と、(2) かかる場合の詐害行為取消権の行使方法（主として行使の相手方）とその効果については、要綱試案も不明確な部分が多い。

(1) 善意無重過失の受益者の保護のあり方

a 受益者保護のための主観的要件

要綱試案は、受益者保護のための主観的要件として、現行信託法と同様善意無重過失を採用しているが、悪意お

よびこれと同視しうる重過失の受益者の保護を否定することは、妥当である。

b 受益者の善意無重過失の判断時期

要綱試案が、受益者の善意無重過失の判断時期について「受益者と指定されたことを知った当時」としていることについても、受益権を取得したときを考えると、信託行為によって受益権が生じたときでは判断時期としては早すぎ、自益信託の場合を除く受益者の大半が善意無重過失となってしまう妥当ではない。また、現行規定のごとく「現に利益を受けた当時」等として判断時期を遅くすると大半の受益者が善意となる可能性があるから妥当ではない。受託者が当該者を受益者とする信託が設定された事実を受益者に通知する義務を負うことを考慮して、「受益者として指定されたことを知った当時」を受益者の善意無重過失の判断時期とすることは妥当であろう。

c 受益者の善意無重過失の立証責任

善意無重過失の受益者を保護するとしても、その立証責任を誰に負担させるかによって、制度のあり方が大きく異なってくる。受益者の善意又は重過失を債権者の立証責任とすると、債権者において受益者の内心を立証することは非常に困難であり、詐害行為取消権の行使が事実上不可能となかなかねないこととなる。詐害行為取消の必要性和受益者の利益の均衡から、受益者の善意無重過失の立証責任を受託者ないし受益者側に負担させるべきである。この点、要綱試案ないし要綱試案の補足説明（以下、「補足説明」という。）は立証責任について明確ではないが、その1（1）ただし書において善意又は重過失の受益者の保護を除外しようとする書きぶりからすると、善意無重過失の立証責任を受託者ないし受益者側に負担させていると解することができる。

d 受益者が複数の場合の詐害信託の受益者保護

要綱試案1（1）ただし書の記載からの問題点は、受益者が複数の場合には、受益者の一人が債務者たる委託者

がその債権者を害することを知って信託をしたことについて善意無重過失であれば、信託行為に対して詐害行為取消権を行使できないとする点である。

確かに、受益者保護の観点からすると、受益者の一人でも善意無重過失なら詐害行為取消できないとすることも致し方ないと思われる。受益者の全員が善意無重過失で無ければならないとするのは、受益者保護の観点からして妥当ではないし、かといって、上記のいずれでもない明確な基準を立てることも困難である。

しかしながら、受益者の一人でも善意無重過失なら信託設定行為について詐害行為取消が認められないとすると詐害行為取消が否定される場面が多くなるから、信託が、委託者と受託者の共謀等によって濫用的に用いられることを許容する余地を認めることとなり、委託者の債権者の利益を害する可能性がある。

したがって、受益者の一人でも善意無重過失であるために信託設定行為について詐害行為取消ができない場合の、債権者による受託者に対する救済手段を検討すべきである。これについては、要綱試案自体には掲げられておらず、補足説明は、債権者の受託者に対する不法行為に基づく損害賠償請求の可能性を指摘する。しかしながら、受益者の一人が善意無重過失であるために信託行為自体を詐害行為取消できない場合には、より直裁に悪意の受託者に対して価格償還責任を負わせることも考えられる。確かに、受託者は信託財産について固有の利益を有さず、単にこれを管理するだけの地位に過ぎないから、受益者の一人が善意無重過失である場合に、受託者に信託財産を超えて価格償還責任を負担させるのは酷に過ぎるかにも見える。しかしながら、善意の受託者に対して価格償還責任を負担させるのが酷であるとしても、悪意の受託者には、濫用的な詐害信託防止の観点から、価格償還責任を負担させても、必ずしも酷であるとはいえないと思われる。

(2) ② 詐害行為取消権の行使方法（主として行使の相手方）とその効果

要綱試案では、① 信託設定行為についての詐害行為取消権の行使がどのようになされるのか、② その効果がどのように債権者、委託者、受託者及び受益者の間で生じるのか、明確ではない。

民法第四二四条第一項を準用するということであれば、訴えによってのみ取消しうることになり、その効果は判例の相対的取消説に従えば、詐害行為取消の効果はその訴訟の当事者となった者の間にのみ生じることになる。そして、受益者が存在しているが受益者に対する現実の給付がなされておらず、受託者の下に信託財産がある場合には、信託設定行為の詐害行為取消は、責任財産を保持する受託者のみを取消訴訟の被告とすればたりることになる。そうすると、この場合は、補足説明が指摘するように、受託者が1（1）ただし書の善意無重過失の受益者の存在の抗弁を主張することにならざるを得ないように思われる。

この場合の、受益者と受託者との法律関係としては、債権者・受託者間の取消訴訟の判決の効果は、判例の相対的取消説の立場からすると、信託設定行為の詐害行為取消の認容判決でも、棄却判決でも、債権者・受託者間のみ生じ、受益者には全く及ばず、受託者・受益者間の信託関係は存続し続けることとなるはずである。

即ち、相対的取消説の立場を貫くと、受託者に対する詐害行為取消を棄却する判決がなされると、受益者は善意無重過失であって、受託者は信託財産を保持し続けることとなり、これを引き当てに受益者に対する責任を負担すれば足りることとなるが、受託者に対する詐害行為取消を認容する判決がなされた場合には、悪意重過失の受益者の受益権が当然に消滅するのではなく、受託者が信託財産を返還しても、受託者の善意・悪意に関わらず、受託者と受益者との信託関係は存続することになり、受託者は受益者に対する責任を負担しつづけることとなるから、この場合、善意の受託者にとっては過大な負担を強いられることとなる。こうした点について要綱試案がどのように

考えるのかは不明確である。

受益者の悪意又は重過失が認められて、信託設定行為についての詐害行為取消が認容された場合には、受益者を保護し、受益権を保持させ続ける必要性は乏しく、実体的には受益者の受益権も消滅すると考えるべきであることから、かかる信託設定行為に関する受託者に対する詐害行為取消訴訟の判決の効力を受益者に対しても及ぼす旨の規定を設けることも一つの選択肢であろう。しかしながら、受益者に受益権が生じているものの、受益者は受益権のみを有し、信託財産は受託者の下にある場合には、責任財産の保全の観点からは、信託財産を保持している受託者を被告にすれば十分であり、相対的取消説的な考え方を貫くと、受益者の受益権の帰趨や受託者との法律関係はあずかり知らぬこととなりそうである。

この点、委託者の債権者と受託者間の信託設定行為についての詐害行為取消訴訟を、受益者側から見たときは、受益者の利益保護や手続保障の手段をどのように考えられるであろうか。

補足説明は、受託者が善意無重過失の受益者の存在の抗弁につき十分な主張立証をしなかった場合には善管注意義務違反としたり、受益者に訴訟告知し、受益者が補助参加できるとする。しかしながら、前者については、（特に訴訟上において）抗弁の主張立証の程度で善管注意義務違反を判断することは、相当の困難を伴うことから、必ずしも現実的ではないと思われる。また後者については、受託者のみを詐害行為取消訴訟の被告としたときの、現行法上の受益者の訴訟関与の方法としては、確かに補助参加によることとなる他ないが、受益者に参加の機会を確保するには、受託者に対して訴訟告知の義務を負担させる必要があり、受益者が多数の場合には、それも実務上非常に煩雑なものとならざるを得ない。

5 ③ 受益者が受益権を取得し且つ現実の給付を受けている段階

この段階では、この受益者のもとにある財産権を取り戻して責任財産の保全を図る必要があるところ、かかる受益者が給付を受けた財産権については、当然のことながら、民法第四二四条第一項による詐害行為取消権の行使がみとめられる。

そして、判例の相対的取消説の立場からすれば、補足説明にもあるとおり、1 (1) による受託者に信託設定行為についての詐害行為取消請求をしなくても、現に給付を受けた受益者のみを被告として詐害行為取消請求が認められるべきであり、かつ、全ての受益者を被告とする必要はなく、当該給付を受けた受益者のみを被告として詐害行為取消が認められるべきである。

なお、補足説明は、受益者に現に給付された財産が第三者に譲渡された場合の債権者と当該第三者の規律については、民法第四二四条第一項によって処理され、受益者悪意・第三者善意の場合に受益者に価格賠償責任を負担させるとする。民法上の詐害行為取消において詐害行為によって取得した財産権を受益者が転得者に対して既に譲渡済みである場合には、受益者に対して価格賠償責任を負担させることとの均衡からすると、詐害信託の場面でも、悪意又は重過失の受益者に対して価格賠償責任を負担させることにも合理性があるが、立法に当たっては、この点を解釈によるものとせず、明文の規定を設ける方が望ましいといえよう。

6 要綱試案2 (④ 悪意の受益者に対する譲渡請求) について

要綱試案2は、悪意又は重過失の受益者に対する受益権の譲渡請求である。債務者たる委託者が債権者を害することを知って信託を設定した場合には、債権者は悪意又は重過失の受益者に対して、受益権自体を委託者に譲渡するよう請求できるという新しい制度である。

かかる悪意又は重過失の受益者に対する受益権の譲渡請求は、悪意又は重過失の受益者には、詐害行為による信託行為に基づく利益を保持させるべきではないから、かかる受益者の受益権という利益を奪おうとするものであって、かかる制度自体については評価できる。特に、主として受益者の一部が善意無重過失であるために1(1)の詐害行為取消による信託財産の取戻しが認められない場合に、悪意又は重過失である受益者から利益を取り戻すことができる点で有益である。しかしながら、判例の相対的取消説的な考え方からは、委託者の債権者が取戻す受託者に対する信託行為の詐害行為取消権を行使しない場合でも、受益者が悪意又は重過失である限り、受益者への現実の給付がなされる前の段階の救済手段として、受益権の譲渡請求は認められても良いと思われるが、この点、要綱試案は明確ではない。

かかる悪意又は重過失の受益者に対する受益権の譲渡請求の制度は、委託者の債権者が受益者に対して受益権を債務者たる委託者へ譲渡するよう請求できるという点に特徴がある。

民法上の詐害行為取消では、不動産については受益者に対する移転登記を抹消することで一旦登記名義を債務者に戻してから、当該不動産を差押して強制執行するという手順を踏む。これに対し、債務者が受益者に対して金銭を給付した場合には、債権者は受益者に対して債権者に対して直接支払うよう請求できるが、これは判例上認められるものであって、民法の明文上の規定によるものではない(最判昭和三七年一〇月九日民集一六卷一〇号二〇七〇頁)。

かかる民法上の詐害行為取消の効果にと比較すると、要綱試案2が悪意又は重過失の受益者に受益権を委託者に譲渡させるという権利を明文を持って委託者の債権者に認めようとすることは、相対的取消説からは、当然に導かれるのではなく、現行民法の特別法としての信託法において、理論的に根拠付けることができるかどうか問題が

あり、その法的性質としては、詐害行為に関する信託法上の特別の請求権であるとする⁽⁴⁾ことになる。

悪意または重過失の受益者に対する受益権の譲渡請求の相手方についても、かかる譲渡請求の制度を信託法上の特別の請求権と考える場合はもちろんのこと、判例の相対的取消説的な考え方からしても、個別に当該受益者のみを相手方とすれば足りる。

しかしながら、この悪意又は重過失の受益者に対する受益権の譲渡請求権の行使方法については、民法第四二四条一項と同じく訴訟によらなければならないとするのか、訴訟外でも行使できるとするのか、要綱試案では明確ではない。要綱試案1（1）が民法第四二四条第一項を準用するという現行信託法を踏襲していることからすると、同じく訴えによって行使すべきとも思えるが、信託法上の特別の請求権であることを根拠に訴訟外でも請求によって行使できるとする余地もあり、かかる取り扱いが受益者が多数の場合には有益であろう。

悪意又は重過失の受益者に対する譲渡請求の効果については、債権者が受益者に対して受益権を譲渡するように請求した場合に、いかなる効果が生じるのか、受益権が委託者に帰属するに至ると考えとしても、何時の時点でどのようにして、そうなるかと考えるべきか。譲渡請求の対象は受益権であるから、譲渡請求の効果が生じることでその受益権という権利が法律上当然に委託者に帰属することとなると考えればたり、その受益権の範囲で自益信託となると考えられる。しかしながら、その行使方法について、訴訟によらなければならないとすると、取消訴訟の判決によって判決によってその効果が生じることになるが、訴訟外での請求によることも可能であるとする、請求によって（実務的には内容証明郵便の到達によって）受益権が委託者に帰属することになる。

しかしながら、詐害行為をした債務者たる委託者に悪意の受益者の受益権を帰属させることが、委託者たる債務者の責任財産保全にとって妥当かについては、検討の必要がある。民法上の詐害行為取消において、金銭について

は債権者は受益者に対して直接自らに当該金銭を交付するよう請求することが出来るが（前掲最判昭和三十七年判決）、これは、債務者が金銭の受領を拒否したり、受領した金銭を費消したり、するなどの事態が考えられ、現行法の制度のものとは、債務者に直接返還することが必ずしも債務者の責任財産保全にはつながらないと考えられるからである。そうすると、詐害信託における悪意又は重過失の受益者に対する譲渡請求についても、委託者が受益権の受領を拒否したり、返還された受益権を再譲渡する可能性があり、単に受益者に対して譲渡されれば足りるといえるのかどうか、問題である。

さらに、受益権の譲渡請求権の認容判決ないしその行使によって、当然に受益権が委託者に帰属することとなっても、その範囲で自益信託が生じるだけであって、委託者の債権者は、直ちに金銭請求権たる被保全債権を満足させられない。受益権が委託者に譲渡されても、上記のとおり受益権を委託者が再譲渡する可能性もありうるから、委託者の債権者としては、譲渡請求が認容されるだけでは不十分であり、その後、委託者に譲渡された受益権を通じて、具体的に被保全債権を満足させる方法を検討する必要がある。委託者が受益権の行使に基づいて取得した財産権に対して、差押をするなどして、債権回収を図ることも考えられるが、それは単に一般債権者として権利行使するというにとどまる。委託者の債権者として考えうる手段としては、さらに受益権自体を差押えたり、受益権から生じる受託者に対する将来の具体的な給付請求権（受益債権）を差押えたりすることが考えられるが、これらが差し押さえの対象となりうることも問題である。さらに、受益権ないしこれから生じる具体的な給付請求権を債権者代位権によって委託者に代位して、これを行使する方法により、被保全債権の満足を図っていくほかないであらうか。

五 破産法上の否認との関係

要綱試案は、いずれも単に債務者たる委託者による信託設定行為についての詐害行為取消の場面についてのみを規定しており、破産法上の否認の場合については触れていない。

しかしながら、同様の利益状況は、債務者たる委託者が破産し、委託者による信託設定行為に対する破産法上の否認が問題となりうる場合にも生じうる。

先般の破産法の改正においては、詐害行為の否認に関して同法一六〇条一項が、既存債務に対する偏頗行為の否認に関して同法一六二条一項がそれぞれ設けられ、条文が整理された。信託設定行為においては既存債務に対する偏頗行為としてなされることは考えにくく、詐害行為のみが問題となると思われるが、民法上の詐害行為取消が問題となりうる場合には、常に破産手続開始決定があれば破産法上の詐害行為の否認の問題が生じるから、債務者たる委託者が破産した場合には、委託者による信託設定行為に対して、破産法上の詐害行為の否認の成否が問題となる。

よって、要綱試案は、民法第四二四条第一項に対する規定に対する信託法上の特則を規定するものであるが、信託設定行為について詐害行為の否認となる場合にも、同様の信託法上の特則を設けることが考えられる。

具体的には、破産法上の詐害行為の否認に関して、要綱試案1（1）本文と同様委託者が破産した場合には、委託者たる破産者による受託者に対する信託設定行為について、同法一六〇条一項一号本文ないし同二号本文に該当する限り否認の成立を認め、各号ただし書の適用は無いものとして、受託者の善意悪意を問わず否認できる旨の特則を設けることが考えられる。

さらに、要綱試案1(1)ただし書に対応して、右の信託設定行為の否認について、受益者が善意無重過失である場合には、これを保護する規定を設けるべきであろう。

次に、要綱試案1(2)についても、破産法上の否認の特則を設けることが考えられる。委託者たる破産者の受託者に対する信託設定行為が一六〇条一項の詐害行為の否認の対象となる場合に、受益者が受託者から財産権の給付を現に受けた受益者に対しては、転得者に対する否認に関する破産法一七〇条の適用場面となるから、信託法上の特則が問題となり、要綱試案1(2)と同様の善意の受益者保護規定を設けることが考えられる。

要綱試案2の悪意の受益者に対する受益権の譲渡請求についても、要綱試案1(1)及び(2)と同様、破産者たる委託者の信託設定行為について、破産法上の詐害行為に対する否認(同法一六〇条一項)が問題となり、受益者が存在する場合には、悪意の受益者に対して現に受けた給付の取戻しのみならず、受益権自体の処遇の問題が生じるから、この受益権の譲渡請求を検討する余地がある。この場合は、破産法については、転得者に対する否認(同法一七〇条)が問題となる場面であるから、悪意又は重過失の受益者について受益権の譲渡請求を認める旨の破産法に対する特則を設けることが考えられる。この場合、受益権の譲渡先は、委託者たる破産者ではなく、破産管財人とすべきである。

(1) 旧信託業法及び改正信託業法の概要については、NBL八〇二号一六頁以下

(2) 前注(1)一六頁以下

(3) この場合、受益者は善意無重過失ある以上、悪意の受託者であっても、受託者は信託財産を保持し続け、受益者に対する責任を負担すれば足りることとなるが、これと比較すると、受益者が悪意のために信託財産の返還を余儀なくされながらも、悪意の受益者に対して債務を負担する善意の受託者の立場は、非常に酷なものとなる。

(4) 責任説は、本来、詐害行為によって流出した責任財産を、債務者に返還することなく、責任財産として執行の対象と

することが可能であるとするものであるから、その意味で、悪意の受益者に対する譲渡請求は、責任説とは相容れないものとなり、相対的取消説の立場以上に、これを信託法上の特別の請求権と位置つけることとなる。

追記 信託法改正要綱草案と信託法改正要綱草案の補足説明については、法務省のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/>) のパブリックコメントのページからPDFファイルでダウンロードが可能であるので参照されたい。